

## 調査研究部会の所掌する独立行政法人の概要

### 調査研究部会（3法人）

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 国立健康・栄養研究所  | 1 |
| 2 | 労働安全衛生総合研究所 | 3 |
| 3 | 医薬基盤研究所     | 4 |

## 独立行政法人 国立健康・栄養研究所の概要

### 1. 設立目的

国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### 2. 設立時期 平成13年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名、監事2名（非常勤））
職員	41名

### 4. 業務概要

#### （1）調査研究

- ①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
- ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する研究

#### （2）健康増進法に基づく業務

- ①国民健康・栄養調査の集計
- ②特別用途食品等の表示許可等に係る試験

#### （3）国際協力、産学連携等対外的な業務

- ・アジアにおける国際栄養ネットワークを構築。
- ・西太平洋地域の栄養学研究の拠点としてWHO指定研究協力センター申請
- ・関連団体・研究機関との共同研究・受託研究を推進

#### （4）栄養情報担当者（NR）制度

「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に発足。

### 5. 当面の課題とその取組

（独）医薬基盤研究所及び（独）労働安全衛生総合研究所との統合等

今後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく独立行政法人の制度・組織の見直しの一環として、効率的・効果的な研究実施や業務運営の確保という観点から、これら3法人の統合を含め、組織の在り方を検討することとしている。

# 国立健康・栄養研究所の概要

## 概要

○国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る。

○主務官庁は、厚生労働省及び内閣府(消費者庁)

## 1. 調査研究

### 主な取り組み

### 効果

①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

・遺伝子、細胞、動物モデル、ヒトを対象とした実験、介入研究

・糖尿病、メタボリックシンドロームの一次予防  
・「運動基準」の策定、「特定保健指導」の推進と評価

②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究

・地域住民等を対象とした疫学調査、国民健康・栄養調査の関連研究

・「食事摂取基準」、「食生活指針」の策定、「健康日本21」の推進

③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する研究

・「健康食品」の有効性・安全性評価、国内外の情報収集及び発信

・健康食品の安全性確保、国民への正確な情報提供

## 2. 健康増進法に基づく業務

①国民健康・栄養調査の集計業務

・迅速かつ効率的な集計。  
・都道府県等が行う健康・栄養調査に対する技術支援。

・国や地域の望ましい健康施策の展開

②特別用途食品等の表示許可等に係る試験業務(消費者庁所管)

・特別用途食品の表示許可における成分分析。  
・収去した特別用途食品、栄養表示がなされた食品の成分分析。

・食の安心・安全、消費者保護の観点から、これら業務的かつ効率的な推進

## 3. 国際協力、産学連携等対外的な業務

①国際協力

・アジアの国際栄養ネットワーク構築。  
・WHO指定研究協力センター申請。  
・若手外国人研究者招へい事業。

・アジア地域等における栄養研究基盤の強化などの国際貢献

②産学連携

・関連団体・研究機関との共同・受託研究を推進。

健康・栄養分野での研究協力など、公正・中立な立場での社会還元を推進

## 4. 栄養情報担当者(NR)制度について

「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に発足。

・「健康食品」等に関する国民の食の安全確保対策に寄与  
・既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、民間の第三者機関に移管

## 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所の概要

### 1. 設立目的

事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成18年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））  
職員 98名

### 4. 業務概要

職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、以下の研究を重点的に実施。また、厚生労働大臣の指示を受けて、労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。

#### （1）産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

#### （2）産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

#### （3）職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。

### 5. 当面の課題とその取組

（独）国立健康・栄養研究所及び（独）医薬基盤研究所との統合等

今後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく独立行政法人の制度・組織の見直しの一環として、効率的・効果的な研究実施や業務運営の確保という観点から、これら3法人の統合を含め、組織の在り方を検討することとしている。

## 独立行政法人 医薬基盤研究所の概要

### 1. 設立目的

医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成17年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名（非常勤）、監事2（非常勤））
職員	79名

### 4. 業務概要

- （1）医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- （2）基礎的研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- （3）試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- （4）政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてのあっせんすること。
- （5）海外から研究者を招へいすること。
- （6）医薬品技術及び医療機器等技術に関する情報を収集し、整理し、提供及び調査すること。
- （7）希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと。

### 5. 当面の課題とその取組

（独）国立健康・栄養研究所及び（独）労働安全衛生総合研究所との統合等  
今後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく独立行政法人の制度・組織の見直しの一環として、効率的・効果的な研究実施や業務運営の確保という観点から、これら3法人の統合を含め、組織の在り方を検討することとしている。

# 独立行政法人医薬基盤研究所の設立の意義や役割

## 背景

### 迅速な医薬品開発の必要性

- 患者の方々からの切実な要望  
(難病患者等に対する治療薬の必要性)
- 医薬品開発の特徴  
一つの医薬品創出するのに、開発期間約20年、  
開発費約1000億円、成功率は0.003%
- 新薬を作れるのは先進国のみ。日本国としての責任と優位。

### 医薬品の安全性の確保

- 副作用被害の防止
- 「規制」と「振興」の分離の必要性
- 安全な医薬品を開発したい企業のニーズ

## 創薬研究の現状

### 大学(学術機関)

大学は基礎研究が中心。学術的関心で行動。  
⇒ 製品化に向けた開発研究は困難

### 製薬企業(民間)

企業は採算性が見込める研究が中心。営利で行動。  
⇒ 他社製品にも活用できる汎用的な技術分野、  
難病分野、生物資源の提供は困難

基礎研究と製品化の中間的な技術の「橋渡し」を担う者がいない(「死の谷」といわれる分野)。

公的な支援の必要性と有効性。創薬に特化した研究機関の必要性。

## 基盤研の意義・役割

- 国民の健康確保の観点から、政策ニーズに立脚した知見の提供が可能に。  
(大学・企業の自主的な取組だけでは対応できない分野のみを実施)
- 上記分野について、大学と企業の様々な主体による研究を、自らも参画して共同研究を立ち上げるなど、連携の「橋渡し」(仲人)も可能に。

安全な医薬品の迅速な供給、国民の健康の確保

※ 基盤研の「橋渡し」機能がなければ、①学術的関心と採算性に適合する分野の創薬研究しかなされない。  
②各主体の研究能力や資源、それぞれの特性が有効に活用されない。  
などにより、技術革新も含め、安全な医薬品の迅速供給が図られなくなる。

医薬基盤研究所の設置(H17)  
(創薬の公的な分野を担う研究機関)